

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和5年3月24日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

- (1) 調達物品(役務)名
七尾児童相談所 屋内外清掃管理業務
- (2) 調達物品(役務)の規格・数量等
トイレ清掃(週1回、年間49回)、除草作業(年2回)、樹木剪定(年1回)
- (3) 納入期限(履行期間)
令和5年4月3日(月)～令和6年3月31日(日)
- (4) 発注所属及び納入場所
住 所：七尾市古府町そ部8番地1
所 属：石川県七尾児童相談所
連絡先：TEL0767-53-0811 FAX0767-53-3669

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和5年4月3日(月) 午前11時
- (2) 提出先
住 所：七尾市古府町そ部8番地1
所 属：石川県七尾児童相談所
連絡先：TEL0767-53-0811 FAX0767-53-3669